

平成24年度第1回桑名市入札監視委員会議事録

日時 平成24年5月31日（木） 14:00 ～ 15:10

場所 桑名市役所3階第2会議室

出席者 桑名市入札監視委員会委員（5名）

東川 薫（委員長）

赤木 邦男（委員）

伊藤由美子（ 〃 ）

佐藤 久善（ 〃 ）

藤田 素弘（ 〃 ）

事務局（6名）

城田 直毅（総務部長）

近藤 浩（契約監理課 課長）

加藤周太郎（ 〃 主幹）

伊藤 隆光（ 〃 課長補佐兼契約係長）

大淵裕太郎（ 〃 契約係主任）

服部 博美（ 〃 契約係）

発注担当課（8名）

米澤 末郎（農林水産課 課長）

加藤 宏一（ 〃 主幹）

谷 高明（ 〃 課長補佐兼耕地係長）

山本 宏（上下水道部次長）

梶 哲男（水道課 課長）

西田 勝彦（ 〃 計画係長）

松田 幸寿（下水道課 課長）

加古 勇司（ 〃 工務係長）

事項

1 挨拶（開会）

【事務局】

大変お待たせをいたしました。

本日は、ご多用の中、ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから平成24年度第1回桑名市入札監視委員会を始めさせていただきます。

本日開催の桑名市入札監視委員会でございますが、今年度から一般公開としています。傍聴者の方がお見えになりますとここでご許可をいただくところなのですが、今のところお見えになっておりませんので、また途中でご希望があるような場合がありますら、その時点でまた許可の方をお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしました事項書のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

なお、本委員会は、入札監視委員会条例第5条の規定を満たし、有効に成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、最初に、総務部長からごあいさつを申し上げます。

**【事務局】**

総務部長の城田でございます。

改めまして、委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。

当委員会からはこれまでも本市の入札契約制度に関する貴重なご意見、ご提言をいただき、本市におきましても速やかな改善に取り組んでまいりました。今年度からはさらなる入札契約制度の適正化に向けまして、本委員会を条例により市の附属機関として本委員会の役割を明確化したところでもございます。

さて、我が国の厳しい経済情勢によりまして、本市におきましても公共事業の減少が続く中、今後とも地元企業の経営環境は厳しい状況が続くものと懸念をいたしております。したがって、入札契約業務につきましては一層の透明性と公平性が求められるものと思っております。

委員の皆様には、ご専門のお立場から引き続き忌憚のないご意見を賜りますことをお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

**【事務局】**

ありがとうございました。

それでは、続きまして、東川委員長さんからごあいさつを頂戴したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**【委員長】**

本日、今年度の第1回の入札監視委員会ということで、今のところ、たまたま傍聴の方はいらっしゃらないようですけれども、先ほどから話に出ておりますように、今回より公開になるということで、より一層の緊張感を持ってやっていきたいというふうに思っております。

先般の入札をめぐる不祥事については、直接の原因は庁内の情報管理の問題と考えており、私どもではいかんともしがたい点ではありますけれども、それとは別に、こういう形で委員会が設けられて、常時、入札について手続等を監視し続けるということ、継続してやっていくということが非常に重要なのではないかなというふうに個人的には思っています。

そういうことで、今後も皆様のご協力のもと進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**【事務局】**

どうもありがとうございました。

それでは、議事進行でございますが、入札監視委員会条例第4条の規定に基づきまして、東川委員長さんにお務めいただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

## 2 議 事

### (1) 平成24年度入札制度改正について

**【委員長】**

それでは、事項書に従いまして議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

最初に、事項書1の平成24年度入札制度改正について、事務局の方からご報告をお願いいたします。

**【事務局】**

それでは、事項書1番の平成24年度入札制度改正についてご報告させていただきたいと思っております。

以後、座って説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

それでは、資料の1ページをご覧ください。

6月1日、明日ですけれども、6月1日付にて新たな制度を2件導入することになりましたので、ご報告させていただきます。

まず、資料1ページの1点目でございますが、低入札価格調査制度の導入ということでご説明させていただきます。

現状と課題に記述させていただきましたように、最低制限価格制度は工事の品質性の低下、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底などを事前に防止するために必要な制度ですが、価格面で入札参加者の企業努力が反映、促進されないといった課題がありました。言い換えると最低制限価格を1円でも下回った入札は即失格となり、企業努力が報われないといった課題がありました。

このようなことから、今後の方針で記載させていただきましたが、入札参加者の企業努力の反映、促進、また、競争性の一層の向上を図るなどの理由から、低入札価格調査制度を平成24年6月1日から試行的に導入する予定でございます。

低入札価格調査制度とは、従来の最低制限価格を調査基準価格とし、この調査基準価格を下回る入札が行われた場合には落札者の決定を一たん保留し、当該入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされるか否かについて必要な調査を実施し、その結果に基づいて落札者を決定する制度でございます。なお、極端な低入札を防ぐために失格基準価格を設けています。

下にフロー図がございますので、フローでご説明させていただきます。

まず、入札を執行します。ここで落札候補者になり得る者の入札価格が調査基準価格を下回っていない場合は落札候補者の決定となります。これは従来どおりでございます。また、その者の入札価格が調査基準価格を下回っていた場合は、更に失格基準価格を下回っていないかどうかを見ます。失格基準価格を下回っていれば失格となります。失格基準価格を下回っていない場合は、見積もり内訳等の判断基準を満たしているかどうかを見ます。

見積もり内訳等の判断基準とは、積算が適正になされているかどうかを数値的に判断する基準でございます。この見積もり内訳等の判断基準を満たしていれば、意見聴取を含めた12項目についての低入札価格調査を実施することになります。

最終的には、本市入札参加資格審査会に諮り、調査の結果、契約の内容に適合した履行が可能と判断されれば落札候補者の決定、あるいは契約の内容に適合した履行が不可能と判断された場合は失格とする、こういった制度でございます。

簡単に申し上げますと、調査基準価格を下回る入札であっても即失格とはならず、調査の結果次第では落札候補者になり得るというような制度でございます。

なお、調査基準価格及び失格基準価格の設定につきましては、例えば土木工事では、調査基準価格は予定価格の概ね80%程度、また、失格基準価格は最低制限価格の範囲の下限である67%程度になるものと考えております。

また、本制度の対象工事は総合評価落札方式によるもの、及び予定価格1億円以上の大型の建設工事の一部を予定しています。

続きまして、資料の2ページをご覧ください。

新たな制度の2件目でございますが、地域建設業経営強化融資制度という制度でございます。

現状と課題でございますが、今日の長引く不況による建設投資の減少、資機材等の高騰などにより、地域の経済、雇用を下支えしている建設業界は極めて厳しい状況に直面してございます。このような状況を踏まえまして、建設業界が今後も安定的かつ継続的な経営を行えるよう、市として何らかの対策が必要と考えてきたところでございます。このようなことから、国土交通省が平成20年10月に地域建設業の資金調達の円滑化を推進する目的で創設いたしました地域建設業経営強化融資制度を平成24年6月1日から導入することになりました。

地域建設業経営強化融資制度とは、工事請負業者が工事請負代金債権を担保にすることで低利にて融資を受けることができる制度でございます。なお、この融資の金額につきましては、工事の出来高に応じた融資となっております。また、この制度は全国の自治体でも既に導入されており、県下では三重

県、津市、鈴鹿市、尾鷲市、紀北町に続くものとなります。

フロー図で説明させていただきますと、まず、右上に公共工事発注者である桑名市、その下に地域建設業である請負者、一番左側の融資元となる事業協同組合等、または一定の民間事業者、この三者間で運用する制度となっております。

最初に、①に書いてございますが、工事請負代金の債権譲渡の申請が請負者から市に対してなされます。市はその申請に基づき、簡易な審査を実施し、適格であれば債権譲渡を承諾します。市が債権譲渡を承諾したことにより、②に書いてございますように、地域建設企業は融資元となる事業協同組合等に対し工事請負代金債権を譲渡します。譲渡を受けた事業協同組合等は、請負者に対し低利にて融資を行います。最終的に工事が終わったときに、工事発注者である桑名市から債権者である事業協同組合等に工事請負代金が支払われる、このようなフローになります。

一例を申し上げますと、実際は前払い金が生じますが、説明を簡略化するため前払い金は省略させていただきますが、仮に1,000万円の工事請負を締結したとします。工事の出来高が7割の時点で債権譲渡を行った場合、まず、事業協同組合等から請負者に対し1,000万円の7割、700万円が融資されることとなります。工事が終了すると、桑名市は債権者である事業協同組合等に1,000万円を支払い、事業協同組合等は桑名市から受け取った1,000万円から既に融資を行っております700万円と、その700万円に対する金利を差し引いた残額を請負者に支払う、このようになります。

最後に、本制度の利用要件でございますが、5つございます。1点目でございますが、対象となる建設業者は中小、中堅の元請建設業者であること、2つ目でございますが、対象となる工事は桑名市契約監理課で発注した建設工事、なお、一部対象外とする工事もございます。3点目でございますが、工事請負代金債権に係る譲渡申請ができる時期につきましては、工事出来高が2分の1以上に達したと認められる日以降となっております。4点目でございますが、債権譲渡の範囲は工事請負代金から前払い金等の支払い済み額を控除した額の範囲内となっております。

なお、本制度の適用は平成24年6月1日から平成25年3月31日まで、括弧書きで延長される可能性大と書いてございますが、本制度は国の時限的な制度となっておりますので、平成24年度末で一旦切っております。しかしながら、今日の経済状況を踏まえ、国においては継続措置がここ数年とられているところです。したがって、この制度は今後もしばらくは継続すると考えております。

以上、報告とさせていただきます。

**【委員長】**

ただいまの報告につきましてご質問、ご意見とかがございましたらお願いいたします。

**【委員】**

低入札価格調査制度のほうですが、意見聴取等を含めた12項目の調査実施というふうにありましたが、例えばどんな項目があるのでしょうか。

**【事務局】**

低入札価格で応札されるわけですので、その低い価格で適切な工事がほんとに施工可能かどうかというのを12項目に渡り調査します。例えば、手持ちの資機材、重機等、また工事現場と営業所の距離的關係、他工事の現場と本件工事現場の距離的關係、下請け、協力会社の関係などです。

**【委員】**

この調査はどういった方たちが実施するのですか。

**【事務局】**

調査の一部は契約監理課が実施しますが、ほとんどは技術的な内容になるため、工事の発注担当課が実施することになってきます。

**【委員長】**

ほかに意見等はないですか。

**【委員】**

今までも最低価格ぎりぎりが入札してくる業者がたくさんいたんですけど、この調査基準価格を下回

った業者が例えば5者あったとすると、その5者とも全部調査するんですか。

**【事務局】**

そうではなくて、総合評価落札方式であれば、評価値の一番高い者、価格競争であれば価格の一番低い者、いわゆる落札候補者となり得る者が調査基準価格を下回った場合、その者が調査の対象となります。また、調査の結果、その者が不適格となれば次順位の者が落札候補者となり、その者が調査基準価格を下回っていれば、調査を実施するというふうに、落札者が決定するまで順次行うものです。

**【委員】**

そういう競争がまた普及してくると、今後、この失格基準価格が最低価格のようなことにはならないですかね。

**【事務局】**

調査基準価格は、最低制限価格制度でいう最低制限価格にあたり、この価格以下では事業者においては、ほとんど利益が望めないと思われるため、そのような入札が頻発するとは考えにくいです。

ただ、その辺りも含めて試行ということをやってみないとわからないところもあります。

**【委員】**

調査は結構時間がかかりそうですね。この制度は、相当大型の工事を対象とするのですか。

**【事務局】**

実際、調査には相当な時間を費やすと思います。調査項目も12項目に渡り、慣れればそうでもないかも知れませんが、今は1週間から10日程度を想定しています。また、契約締結の遅延といったデメリットも考えられるので、試行という形で総合評価の案件、あと1億円以上の大型工事の中から抽出するような形で年間数件程度試行していきたいと考えております。

**【委員】**

私も勉強不足でわからないのですが、昨年11月に導入されました最低制限価格制度は変動するような形でしたね。今回の制度はその変動型の最低制限価格制度と両制度が運用されることはないんですか。

**【事務局】**

低入札価格調査制度は、ダンピング受注を未然に防止するという意味で、最低制限価格制度と同じ目的をもっていますが、低入札価格調査制度と最低制限価格制度は基本的に性質を異にするため、両制度を混同するような運用はありません。

**【委員】**

ないのですね。混同すると非常にややこしくなるなという感じがしましたので。

**【委員】**

一応これは大型の工事で1億円以上の工事であるとか、そういうものに絞られているということであればよいと思いますが、結局、調査となれば職員の人件費も結構ばかにならないと思うのですね。そうしたときに、市にとってより低価格で適正な工事をできるところがやってくれる方が当然いいのですが、逆に、その調査のために人件費がアップしてしまうのであれば一体何だったのということになりかねないのでしょうか。

**【事務局】**

先生が言われることもよくわかるのですが、制度導入の趣旨といたしましては、企業努力の促進と反映を主としていますので。ただ、今後、その辺りのことも踏まえて検証していきたいと思います。

**【委員】**

お願いします。

**【委員長】**

他はいかがでしょうか。

それでは、この報告につきましては以上にさせていただきたいと思います。

## (2) 入札及び契約手続きの運用状況について

- ① 指名停止の状況
- ② 談合情報の状況
- ③ 入札及び契約の状況

### 【委員長】

それでは、次に、事項書2、入札及び契約手続の運用状況につきまして、事務局よりご報告をお願いいたします。

### 【事務局】

それでは、資料の3ページをご覧ください。

まず、1点目の指名停止の状況でございますが、平成24年1月から平成24年3月までの3カ月の間に5件の指名停止措置を講じてございます。主なものといたしまして、本市が独自で指名停止措置を講じたものにつきまして、2案件ご報告させていただきます。

まず、1点目でございますが、左から2つ目の案件になります。これは不正または不誠実な行為によるもので、内容につきましては、平成24年1月12日、当市発注の輪中の里、電球、蛍光灯の見積もり合わせを実施した結果、有限会社エナミデンキが最低価格にて落札したにもかかわらず、同社は錯誤により見積価格を過少に記載したとして落札物件の納入を辞退したというものでございます。このことが桑名市の指名停止基準の不正または不誠実な行為に当たるということで、有限会社エナミデンキに対し2カ月間の指名停止措置を講じたところでございます。

もう一点でございますが、そのすぐ右側でございますけれども、これも不正または不誠実な行為でございます。内容につきましては、平成24年2月2日、当市発注の電気冷凍庫の見積もり合わせにおいて株式会社三重アサヒが最低価格にて落札したが、納期日に物件が納入できないとして契約締結を辞退したというものでございます。これにつきましても、桑名市の指名停止基準の不正または不誠実な行為に当たるということで、株式会社三重アサヒに対しまして、先ほどと同様に、2カ月の指名停止措置を講じたところでございます。

なお、残りの3件につきましては、三重県が実施した指名停止に合わせまして桑名市においても同等の措置を講じたものでございます。

続きまして、2点目の談合情報の状況でございますが、本審議案件の対象期間でございますが、本年1月から3月においては特にございませんでした。

3点目でございますが、入札及び契約の状況でございますが、別紙の入札及び入札方法の発注一覧のとおりとなっておりますので、よろしく申し上げます。

以上が入札及び契約手続の運用状況でございます。よろしく申し上げます。

### 【委員長】

では、ただいまのご報告につきましてご質問、ご意見をお願いいたします。

### 【委員】

特になし。

## (3) 抽出事案の審議について

### 抽出事案1 伊曾島漁港物揚場改修工事（二工区）

### 【委員長】

それでは、次に進みたいと思います。

事項書3の抽出事案の審議についての議案のほうに入ります。

お手元に資料がございますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

なお、審議に先立ちまして、この3件の案件について説明のため、入札監視委員会条例第6条の規定に基づき、関係者の出席を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

**【委員】**

異議なし。

**【委員長】**

それでは、関係者の方の出席をお願いいたします。

では、今回の3件の抽出理由につきまして、伊藤委員の方から説明をお願いいたします。

**【委員】**

今回、この3件を抽出させていただきました。入札方法に関してはいずれも事後審査型条件付き一般競争入札の中からピックアップした形になりますが、金額的なものが重要と考え、金額の大きいものを優先して抽出しました。

その中で、1件目の伊曾島漁港物揚場改修工事につきましては、落札率が低いとありますが、これは最低制限価格と千円しか変わらないということと高額であること、それから、失格等が多いということで選びました。

2件目の明正幹線明正通2丁目枝線汚水管路施設工事、これも同じような理由で、最低制限価格と1万円程度しか変わらないところ、あと、失格が多いというので選びました。

それから、3件目の額田水源地稼働に伴う施設設計更正業務委託ですが、落札率がこちらは逆に高いというところ、それから、応札者の中で失格等が多くて、結果的にここを落札した業者1者しか残っていません。

あと、これは抽出とは別になりますが、同じ水道の業務でこのリストの25番ですが、こちらの業務を落札したのも先ほどの抽出案件の3件目と同じ業者で、1者入札で落札しているということがありましたので、この案件を選びました。

以上です。

**【委員長】**

それでは、事務局の方から抽出案件につきまして説明をいただき、各委員の方からご質問を頂戴いたします。審議に当たりましては、参加資格条件及びその設定方法などを審議対象といたします。

それでは、第1案件、伊曾島漁港物揚場改修工事について、事務局のほうから説明をお願いします。

**【事務局】**

抽出案件の1つ目でございますが、資料の5ページをご覧ください。

工事名は伊曾島漁港物揚場改修工事（2工区）でございます。工事の概要につきましては、土工一式、上部ブロック工、南側物揚場が65メートル、本体工、鋼矢板一式などとなっております。

入札日は平成24年2月17日、入札参加資格要件は、土木工事業の許可を有する市内業者で経審点数730点以上、また、完成工事高は予定価格の2分の1以上であることとしています。

技術者の配置につきましては、現場代理人及び専任の監理技術者を配置することとしています。

工事实績につきましては、平成13年度以降、官公庁元請の土木工事業で発注された土木一式工事の実績を有することとしています。

入札参加者は7者でした。入札の経緯及び結果につきましては、7者が応札し、そのうち3者が最低制限価格を下回ったため失格としています。残りの4者の中で一番低い価格であった伊勢土建工業株式会社を落札候補者として入札参加資格審査を行った結果、適格であったため、落札業者と決定しています。

なお、資料6ページ及び資料7ページに発注公告及び入札経過表を添付してございますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

以上です。よろしく申し上げます。

**【委員長】**

それでは、ただいまのご説明につきましてご質問、ご意見をよろしくようお願いいたします。

**【委員】**

いわゆる7千万円の高額な工事ですけれども、入札金額を見るとかなり似通っており、この失格になった3業者も含めてほんとうに競り合ったような金額になっておりますが、この案件は見積もることは比較的簡単なのでしょうか。

**【事務局】**

以前からよくそういった話が出ますが、この工事は業種といたしまして土木工事業ということで、積算基準、単価等が比較的明確であること、また、近年は金入りの設計書も情報公開の対象となっており、業者側の情報量が豊富になっていること、それと、これも最近の話ですが最低制限価格を算出するためのソフトも出回っているということもお聞きしておりますので、その辺りを考慮すると最低制限価格は比較的算出しやすいと考えています。

**【委員】**

その最低制限価格は、この工事の場合は83%ぐらいですが、土木工事の場合は大体これぐらいの率になるとか、そういうのはあるのですか。

**【事務局】**

それはあります。現在の最低制限価格は、中央公契連モデルという国の推奨する算定式を基本としており、また、積算基準も明確であるため、応札者が適正に積算すれば土木工事であれば概ね79から82%、平均すると大体80%ぐらいになると思います。また、建築工事の場合は平均すると83%程度になると思います。

**【委員】**

関連して質問させていただきます。確かこの最低制限価格の率を先ほどおっしゃった79から82%ぐらいですか、そのあたりに置くようにというのを何年か前に、特に不況が激しくなったリーマンショックがあったとき、サブプライム問題とかがあった頃だったと思いますが、低価格過ぎると業者さんも大変だと。そういうことがあって、若干の救済措置的な意味合いがあって国のほうの指導で、最低制限価格率を上げたという記憶があるんですけども、いまだに景気はよくなっていないのでそれが続いているのかなと思うのですが、この辺の見直しとかはまだ全然そういった動きはないですか。

**【事務局】**

本市の最低制限価格制度の基本となっております中央公契連モデルは、国が毎年、資機材等の実勢価格を調査し、見直しの必要があれば見直しを行っています。直近では平成21年度と23年度に最低制限価格の率で、それぞれ約2%の引き上げが実施されています。言い換えますと、本市の場合、土木工事は約80%ですが、国は約84%となっております。三重県下を見ましても、県をはじめ多くの市町で引上げを実施しているところではあります。本市におきましても検討しているところではあります。昨年度、変動型の最低制限価格制度に変更したこともあり、今後、その辺りの兼ね合いも含めて検証、また検討していきたいと考えています。

**【委員長】**

他にはどうでしょうか。

他に意見等なければ、この案件につきましては特に問題なしということでよろしいでしょうか。

**【委員】**

異議なし。

**抽出事案2 明正幹線明正通2丁目枝線污水管路施設工事**

**【委員長】**

それでは、次に、第2案件、明正幹線明正通2丁目枝線污水管路施設工事について、事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

2点目でございますが、資料の8ページをご覧ください。

工事名は明線幹線明正通2丁目枝線汚水管路施設工事でございます。工事概要につきましては、施工延長（開削工）537メートル、汚水柵設置工、39カ所、汚水管布設工（150φ）が524メートル、上水道移設工（75φ）が183メートルなどとなっております。

入札執行日は24年1月4日、入札参加資格でございますが、土木工事業の許可を有する市内業者で経審点数640点以上の者としてございます。完成工事高につきましては予定価格の2分の1以上であること、なお、3,000万円以上の下請契約を予定する場合、一般許可は不可としてございます。

技術者の配置でございますが、現場代理人及び専任の主任技術者を配置することとしています。技術者につきましても、3,000万円以上の下請契約を予定する場合は主任技術者にかえて監理技術者を配置することとしています。

工事実績につきましては、平成13年度以降、官公庁元請の土木工事業で発注された土木一式工事の実績を有することとしています。

入札参加業者数は14者ございました。入札の経緯及び結果につきましては、14者が応札し、そのうち6者が最低制限価格を下回ったため失格としています。有効な札のうち一番低い価格の株式会社伊藤工務店を落札候補者とし、事後審査を行った結果、適格であったため落札候補者と決定してございます。

これにつきましても、資料9ページ、10ページに発注公告及び経過表を付けてございますので、併せてご覧いただきたいと思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

**【委員長】**

それでは、ただいまの説明につきましてご質問、ご意見がございましたらよろしくお願ひいたします。

**【委員】**

先ほどもそうだったのですけれども、これについても最低制限価格前後のところに入札している業者が多いのですが、これについては、先ほどの話でソフトか何かを使うと大体それっぽい値になるということなのでしょうけれども、汚水管路というのは仕様が決まっているのですかね。何か業者が問い合わせするところは殆どないということなのですか。大体、汚水管路の製品はこれを使いなさいとか、どうなのでしょう。

**【発注担当課】**

今、先生がおっしゃったように、一般的な工事がございまして、業者に浸透しているのか、今回のこの案件のときには1件質問事項というのがありましたが、一般的にはあまり多くない状況でございます。以上です。

**【委員】**

汚水管自体はほとんど選択の余地がないようなものなののでしょうか。耐震性とかを考えると、汚水管ではいろいろありそうな気がするのですけど。

**【発注担当課】**

現在のところ、特殊な耐震というものではなくて、マンホールの継ぎ手であるとか、そういう部分については以前から使用していますので、特段業者さんにとって積算するのに不自由はないと認識しております。

**【委員長】**

他にはいかがでしょうか。

他に意見等なければ、この案件につきましては特に問題なしでよろしいでしょうか。

**【委員】**

異議なし。

### 抽出事案3 額田水源地稼働に伴う施設設計更正業務委託

#### 【委員長】

では、次に、第3案件、額田水源地稼働に伴う施設設計更正業務委託について、事務局から説明をお願いします。

#### 【事務局】

抽出事案の3番目でございますが、資料の11ページになります。

業務名は額田水源地稼働に伴う施設設計更正業務委託でございます。業務の概要でございますが、額田水源地稼働に伴う施設設計更正業務委託一式となっております。

入札執行日は平成24年3月7日、入札参加資格は建設コンサルタントで上水道及び工業用水道部門の登録があること、また、地域要件といたしましては、県内業者までとしています。

技術者の配置でございますが、管理技術者及び照査技術者を配置できることとしています。

同種業務実績は、平成13年度以降、給水人口10万人以上の水道事業体が発注した上水道配水管設計業務を2件以上及び上水道ポンプ場実施詳細設計業務1件以上の実績を有することとしています。

入札参加業者は7者、入札の経緯及び結果につきましては、7者から見積書の提出があり、うち1者は開札前に辞退しました。開札の結果、5者が最低制限価格を下回ったため失格となり、有効な札の中で一番低い価格であった株式会社日水コン三重事務所を落札候補者としました。事後審査の結果、適格であったため落札者としたところでございます。

先ほどの説明の中で、7者から見積書の提出がありと申し上げましたが、これは、この案件は見積徴収型の一般競争入札としているためでございます。

なお、資料12ページ、13ページのほうに発注公告及び経過表を添付してございますので、よろしくをお願いします。

また、資料14ページにございます水道の参考案件25ですけれども、こちらの案件も相関連しておりますので、資料として添付させていただいております。併せてご参照いただきますようお願いします。

以上でございます。よろしくをお願いします。

#### 【委員長】

それでは、ただいまのご説明につきましてご質問、ご意見、よろしくをお願いします。

#### 【委員】

これを見させていただくと2つ気になる点がございまして、まず、失格の皆さんの最低制限価格ですけど、これまでのいろんな案件から比べると、わりかし離れていると思うのですね。今までの案件ですと、1万円とか、2万円、千円、2千円で、ぎりぎり最低制限価格を下回っていたので失格というケースよりは、結構、数十万単位で外れている。それが1点と、あと、落札決定したこの会社の金額は逆に大きな金額で入札している。他の5者と比べると大体300万ぐらい違っているという点が気になります。先ほどの積算ソフトとか、いろいろ話もありましたけど、このような2点気になる点が発生するようないかな原因というのは考えられるのでしょうか。

#### 【委員長】

いかがでしょうか。

#### 【発注担当課】

上下水道部の山本と申します。

今、先生のおっしゃられた2点については、先ほどの工事の関係でありますと、中央公契連モデルという形で現場管理費やいろいろな形で最低制限価格というのはある程度のラインでわかったと思います。

今回、この案件については、先ほど契約監理課からご説明がありましたように、見積徴収型の一般競争入札としており、この7者から当初見積りを提出していただいております。その内容を把握し、尚且つ本市の基準の中で設計書を作成しております。設計価格は大体1,850万だったと思います。

おそらくこの最低制限価格付近で入札されたところは、最低制限価格の公式に合わされた数字で応札されているように考えられます。1者だけ高いと言われるところについては、おそらく今回の中身の内容で自分のところなりの積算において、最低制限価格のラインではできないという判断のもとでこのような高い数字を上げられたのではないかと考えております。よろしくお祈いします。

**【委員長】**

ただいまのご説明でいかがでしょうか。

**【委員】**

すると、この落札した業者というのは、ちょっと表現が、語弊があるのかもしれませんが、意外に落とせたという印象を持っているという感じになるのでしょうか。

**【発注担当課】**

これはちょっと参考までですけれども、この落札した業者については、当初、見積徴収をさせていただいた時は、2,390万という数字が出てきております。その内容を私のところが先ほどもご案内いたしましたように、実施設計とか、設計業務とか、いろいろなことを他者との関係も見せていただいた内容で1,800万の設計書を作成していますので、恐らくこの業者は、予定価格を参考に約700万近くを落としてくれたということになるでしょうか。

**【委員】**

一応、今説明していただいた理由も確かにあると思います。ただ、素人目に見ると、7者並んでいて1者だけがどうして高いのかと。辞退したところはわかりませんが、残り5者の入札はほとんど似たような、要は失格ラインのところへみんな行っていますよね。もっと凸凹しているのであれば、それぞれ見積りを一生懸命考えて自分のところなりにやったのかなという感じをきつと受けるだろうと思うのですが、いかんせん、この数字を見ていると1,450万、1,460万、1,470万のところ5者が並んでいて、この落札した業者だけ飛び抜けていると、確かに当初の見積りよりは下げてきているよと言いますが、何か、やっぱり少し素人としては違和感を持ってしまうところなのですが、その辺りはいかがでしょうか。

**【発注担当課】**

先生の今言われた内容は、先ほどの工事の関係もそうなんですけれども、設計や歩掛というのは公開されております。情報公開にも出しております。当初、当然積算をすれば、うちが予定価格として上げている数字にはなるかと思ひます。それは工事であろうが、業務委託であろうが。この1,400万とか、先ほどの最低ラインで失格になるというところは、自分のところの会社として最低制限価格の金額でできるかどうかのまず判断をしてみえると思ひます。積み上げてその最低制限価格を出しているという判断ではないのではないかと。

今回、この1者については、例えば先ほど言ひました2,390万からここに下がっているという話ではなくて、私のところが改めて出させていただいた設計内容に自分のところなりにきちつと積算をされたのではないかと。要は最低制限価格ではうちではできないですよという解釈で、先ほど先生がもう一つ言われた25番の案件の話についても、この業者については積算をおそらくされて、本来なら最低制限価格はずっと下になるかと思ひますが、これについても自社として積算をされているという理解を私はしておりますので、その辺のところをご理解いただけるとありがたいです。

**【委員】**

ありがとうございます。

あと、水道の25番の案件ですけど、こちらは1者しか入札をしてきていないわけなのですが、この26番の案件で7者入札してきたということは、25番の案件の方もいわゆる調査とか何か、いわゆるコンサルタントのお仕事のたぐいだと思ひるので、何者かあつてもいいのかなと思ひのですが、その辺りはいかがでしょうか。

**【発注担当課】**

これも、あくまで私の意見としてお話しさせてもらうのですが、25番の案件については調査業務で

あり、人海戦略で一軒一軒お宅をお邪魔したりとか、物を設置したりとかいうことで、現地調査を実施する必要があり、まともに人件費がかかります。一方、設計業務というのは、当然、人件費はかかるのですが、この設計というのはある程度ノウハウ、いろんなことで技術力がものすごく入ってきます。このようなことから、多分、コンサルの中でもこういう調査業務については、ほんとうに調査をしていく人件費やいろいろなことにかかる費用を考えると、積算した内容ではちょっと下請さんやいろんなところへ出しても頼めないのかなという理解もしてみえて、今回、自分のところの技術の方だけに参加された、極論を言うと、おいしい方だけに参加しようかな、というような考えかもわからんということですね。ただ、この1者については、両方とも、この日水コンですか、この1者については当然現地を十分把握せずしてこちらの設計に反映できないということも含んで参加されたのではないのかなというふうに思っております。

**【委員】**

わかりました。

**【委員】**

最初に説明のありました低入札価格調査制度ですが、仮にこの案件に適用したとすると、どのような結果になるのでしょうか。

**【事務局】**

この案件の場合、5者が失格になっておりますが、業者としては、当然利益等も考えてこの金額で仕事が出来るといことで応札していますので、そういった根拠を必ず持っていると考えられます。ですので、この案件で失格となった業者を対象に仮に低入札価格調査を実施した場合、恐らく適格と判断され、落札候補者になるものと考えられます。しかし、適正な積算をしないで応札した場合などは、調査の段階で不適格と判断されることも十分考えられます。

**【委員長】**

ではこの案件は、恐らく日水コンさんは最低制限価格を狙ったわけではなく、積み上げていった結果で入札したところ、偶然に落札したと、それが1つだったということなのですね。

他にはいかがでしょうか。

それでは、この案件につきましては、特に問題はありませんが、各委員からいろんな意見も出ましたので、委員の意見を踏まえてまた改めて検討していただいて、適正な契約を遂行していくようにしてください。

それでは、3件終わりましたので、以上で抽出事案の審議を終了いたしたいと思います。

関係者の方、どうもありがとうございました。

次回の審議案件につきましては、今回、伊藤委員が抽出していただきましたので、次回は名簿順位4位の佐藤委員にお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

#### **(4) その他**

**【委員長】**

次に、その他、事項書、その他について、事務局の方から何かございますか。

**【事務局】**

特にございません。

### **3 閉会**